

中核的労働要求事項に関する方針声明

弊社の役職員は、業務遂行に当たり、企業理念である「三綱領」に基づき、諸法令、国際的な取決め及び社内諸規程を遵守するとともに、ビジネスマナーを守り、社会規範に沿った責任ある行動をとることを「役職員行動規範」に定めています。

森林認証取引においても、FSC-CoC 国際規格 (FSC-STD-40-004) で示される中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため、以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、意思に反した不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、雇用及び就業において、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障害などによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど、人権を無視する行為は行いません。

4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働者の公正、公平な待遇を指示するコミットメントの一環として、結社の自由・団体交渉権を尊重します。

2022 年 8 月 5 日
三菱商事パッケージング株式会社
代表取締役 社長執行役員

小林 俊一郎